

かぞくへの保険 定期死亡保険（無配当・無解約返戻金型）普通保険約款新旧対比表

ライフネット生命保険株式会社

新（2009年12月2日以降）	旧（現行）
<p>かぞくへの保険 定期死亡保険（無配当・無解約返戻金型）普通保険約款</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>（この保険の内容）</p> <p>第1条 この保険は、責任開始時点から保険期間が満了するまでの間に、被保険者が死亡または所定の高度障害の状態になった場合に、一定額の保険金を支払うもので、定期死亡保険といいます。保険金を支払えば保険契約は終了します。満期時の保険金、配当および解約返戻金の支払いはありません。</p> <p>（責任開始）</p> <p>第2条 会社は、保険契約の申し込みを承諾した場合は、申し込みの時点から、保険契約上の責任を負います。ただし、告知前に申し込みがなされたときは、告知の時点からとします。</p> <p>2 保険契約の申し込みの諾否は、契約者に通知します。</p> <p>（保険期間）</p> <p>第3条 保険期間は、責任開始の日の属する月の翌月1日を契約日とし、その日を基準として計算します。</p> <p>2 責任開始時点以降、契約日の前日までの間に保険金を支払いまたは保険料の払い込みを免除する場合は、責任開始の日を契約日として保険期間を再計算します。</p> <p>（保険料払込期間）</p> <p>第4条 保険料払込期間は、保険期間と同じです。</p> <p>（被保険者）</p> <p>第5条 被保険者は、契約者とします。</p> <p>2 保険料を決める際の被保険者の年齢は、契約日の満年齢で計算します。</p>	<p>かぞくへの保険 定期死亡保険（無配当・無解約返戻金型）普通保険約款</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>（この保険の内容）</p> <p>第1条 【同左】</p> <p>（責任開始）</p> <p>第2条 【同左】</p> <p>2 【同左】</p> <p>（保険期間）</p> <p>第3条 【同左】</p> <p>2 【同左】</p> <p>（保険料払込期間）</p> <p>第4条 【同左】</p> <p>（被保険者）</p> <p>第5条 【同左】</p> <p>2 【同左】</p>

新（2009年12月2日以降）	旧（現行）
<p>（受取人）</p> <p>第6条 契約者は、つぎの各号の範囲内で死亡保険金の受取人を指名します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>（1）被保険者の戸籍上の配偶者</li> <li>（2）被保険者の2親等内の血族</li> <li>（3）その他、受取人として指定すべき相当の関係があると会社が認めた者</li> </ol> <p>2 高度障害保険金の受取人は、被保険者とします。</p> <p>（保険証券）</p> <p>第7条 会社は、契約者に対し、つぎの各号に定める事項を記載した保険証券を交付します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>（1）会社の名称</li> <li>（2）保険契約の種類</li> <li>（3）契約者の氏名</li> <li>（4）被保険者の氏名</li> <li>（5）保険金の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項</li> <li>（6）指定代理請求人の氏名</li> <li>（7）支払事由</li> <li>（8）保険期間</li> <li>（9）保険金額</li> <li>（10）保険料およびその払込方法</li> <li>（11）契約日</li> <li>（12）責任開始日</li> <li>（13）保険証券を作成した年月日</li> </ol> <p>（詐欺による取消し）</p> <p>第8条 契約者の詐欺により、保険契約の締結が行われた場合は、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。</p> <p>（不法取得目的による無効）</p> <p>第9条 契約者が保険金（保険料の払込免除を含みます。以下、本条において同じです）を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結を行った場合は、保険契約は無効とし、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。</p>	<p>（受取人）</p> <p>第6条 契約者は、死亡保険金の受取人を指名します。</p> <p>【新設】</p> <p>（保険証券）</p> <p>第7条 会社は、保険証券を発行します。</p> <p>（詐欺による無効）</p> <p>第8条 契約者の詐欺により、保険契約の締結が行われた場合は、保険契約は無効とし、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。</p> <p>（不法取得目的による無効）</p> <p>第9条 【同左】</p>

新（2009年12月2日以降）	旧（現行）
<p style="text-align: center;">第2章 告知義務および保険契約の解除</p> <p>（告知義務）</p> <p>第10条 被保険者は、保険契約の申し込みの際、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の質問事項について、インターネット上に設けられた会社の申込画面を通じて告知することを要します。なお、会社は、必要に応じて、健康診断書等の医的資料を求めることがあります。</p> <p>2 告知に際しては、質問事項について事実を回答してください。なお、会社が事実を照会した際も同様です。</p> <p>（告知義務違反による解除）</p> <p>第11条 会社は、前条の告知の際、被保険者につき的事实がある場合には、保険契約を将来に向かって解除することができます。</p> <p>（1）故意または重大な過失により質問事項について事実を回答しなかった場合</p> <p>（2）故意または重大な過失により質問事項について事実でないことを回答した場合</p> <p>2 前項の事実がある場合、会社は、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。その場合は、会社は、保険金の支払いまたは保険料の払込免除は行いません。すでに保険金を支払っていたときでも、その返還を請求することができ、また、すでに保険料の払い込みを免除していたときでも、その保険料の払い込みを求めることができます。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が、解除の原因となった事実と関係がなかったことを、被保険者または受取人が証明した場合は、会社は保険金を支払い、または保険料の払い込みを免除します。</p> <p>4 本条の規定によって保険契約を解除する場合は、会社は、その旨を契約者に通知します。契約者に対して解除の通知を行うことができないときは、受取人に解除の通知を行います。</p> <p>5 保険契約を解除した場合は、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 告知義務および保険契約の解除</p> <p>（告知義務）</p> <p>第10条 被保険者は、保険契約の申し込みの際、会社所定の質問事項について、インターネット上に設けられた会社の申込画面を通じて告知することを要します。なお、会社は、必要に応じて、健康診断書等の医的資料を求めることがあります。</p> <p>2 【同左】</p> <p>（告知義務違反による解除）</p> <p>第11条 会社は、前条の告知の際、被保険者につき的事实がある場合には、保険契約を解除することができます。</p> <p>（1）故意または重大な過失により質問事項について事実を回答しなかった場合</p> <p>（2）故意または重大な過失により質問事項について事実でないことを回答した場合</p> <p>2 【同左】</p> <p>3 【同左】</p> <p>4 【同左】</p> <p>5 【同左】</p>

新（2009年12月2日以降）	旧（現行）
<p>（保険契約を解除できない場合）</p> <p>第12条 会社は、前条に定める告知義務違反があった場合でも、つぎのいずれかのときには、保険契約を解除することができません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>（1）会社が保険契約の締結の際、被保険者に解除の原因となる事実があることを知っていたとき、または過失により知らなかったとき</li> <li>（2）保険媒介者が、被保険者が第10条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき</li> <li>（3）保険媒介者が、被保険者に対し、第10条（告知義務）の告知をしないことをすすめたとき、または事実でないことを告げることをすすめたとき</li> <li>（4）会社が解除の原因となる事実を知った日からその日を含めて1か月が経過したとき</li> <li>（5）責任開始の日からその日を含めて保険契約が2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始の日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実により保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているときは除きます。</li> </ol> <p>2 前項第2号および第3号の場合において、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、被保険者が、第10条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められるときには、適用しません。</p>	<p>（保険契約を解除できない場合）</p> <p>第12条 会社は、前条に定める告知義務違反があった場合でも、つぎのいずれかの場合には、保険契約を解除することができません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>（1）会社が保険契約の締結の際、被保険者に解除の原因となる事実があることを知っていた場合または過失により知らなかった場合</li> </ol> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>（2）会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月が経過した場合</li> <li>（3）責任開始の日からその日を含めて保険契約が2年をこえて有効に継続した場合。ただし、責任開始の日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実により保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているときは除きます。</li> </ol> <p>【新設】</p>
<p>（重大事由による解除）</p> <p>第13条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>（1）被保険者または受取人がこの保険契約の保険金（保険料の払込免除を含みます。以下、本項において同じです）を詐取する目的もしくは第3者に保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます）をした場合</li> <li>（2）この保険契約の保険金の請求に関し、受取人に詐欺行為があった場合</li> <li>（3）他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合</li> </ol>	<p>（重大事由による解除）</p> <p>第13条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、保険契約を解除することができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>（1）被保険者または受取人が保険金（保険料の払込免除を含みます。また、他の保険契約の保険金、年金または給付金を含み、保険種類および保険金、年金または給付金の名称の如何を問いません。以下、本項において同じです）を詐取する目的もしくは第3者に保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます）をした場合</li> <li>（2）保険金の請求に関し、受取人の詐欺があった場合</li> <li>（3）他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合</li> </ol>

新（2009年12月2日以降）	旧（現行）
<p>(4) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または被保険者または受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、被保険者または受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から第3号までに掲げる事由と同等の事由がある場合</p> <p>2 本条による解除については、第11条（告知義務違反による解除）第2項、第4項および第5項の規定を準用します。</p>	<p>(4) その他保険契約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合</p> <p>2 本条による解除については、第11条第2項、第4項および第5項の規定を準用します。</p>

新（2009年12月2日以降）

旧（現行）

第3章 保険金の支払い

第3章 保険金の支払い

（保険金の種類）

第14条 保険金の種類は、死亡保険金および高度障害保険金とします。

（保険金の種類）

第14条 【同左】

（死亡保険金、高度障害保険金）

第15条 この保険契約の給付内容は、つぎのとおりです。ただし、免責事由に該当する事実がある場合は、会社は、保険金を支払いません。

（死亡保険金、高度障害保険金）

第15条 この保険契約の給付内容は、つぎのとおりです。ただし免責事由に該当する事実がある場合は、会社は、保険金を支払いません。

【以下、同左】

保険金の種類	支払事由	支払額	受取人	保険金を支払わない場合（免責事由）
死亡保険金	被保険者の死亡 または、被保険者の生死が不明の場合でも、被保険者が死亡したものと会社が認めたとき	保険金額	受取人	1 責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 2 受取人の故意による被保険者の死亡
高度障害保険金	被保険者が責任開始時点以後の傷害（急激かつ偶発的な外来の事故による発症のことです。以下、同じです）または疾病を原因として、別表1に定める高度障害状態になった場合（責任開始時点以前にあった障害状態に、その原因となった傷害または疾病と因果関係のない、新たな傷害または疾病を原因とする障害状態が加わって、別表1に定める高度障害状態になった場合を含みます）	保険金額	被保険者	被保険者の故意による高度障害状態の発生

新（2009年12月2日以降）	旧（現行）
<p>2 被保険者が死亡したものと会社が認めたときとは、つぎのときをいいます。</p> <p>(1) 法定死亡のとき（民法上の失踪宣告がなされたとき、または戸籍法による認定死亡により除籍されたとき等）</p> <p>(2) 法定死亡と認定されていない場合でも、官公庁等が遭難・事故等の事実を確認しており、かつ、客観的資料により確認した状況から、被保険者が当該遭難・事故等に巻き込まれて死亡したことが確実と判断される</p> <p>とき</p> <p>3 会社は、高度障害保険金の支払請求を受けていた場合において、それを支払う前に、さらに死亡保険金の支払請求を受け、死亡保険金が支払われるときは、高度障害保険金を支払いません。高度障害保険金を支払った後に、死亡保険金の支払請求を受けた場合も、会社は、これを支払いません。</p> <p>4 被保険者が、別表1および備考に定める状態に該当しているにもかかわらず、保険期間の満了の日に、その回復の見込みがないことが明らかでないことにより、その時点では高度障害保険金が支払われない場合においても、保険期間の満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込みがないことが明らかになったときは、会社は、高度障害保険金を支払います。</p> <p>5 受取人が、故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が保険金の一部の受取人であるときは、会社は、死亡保険金の残額をその他の受取人に支払います。</p> <p>6 つぎの免責事由により死亡保険金が支払われない場合には、会社は、支払わない部分の保険料積立金を、契約者の法定相続人に支払います。</p> <p>(1) 責任開始の日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺した場合</p> <p>(2) 死亡保険金の受取人が故意に被保険者を死亡させた場合</p> <p>7 受取人が支払事由の発生前に死亡した場合、その法定相続人を受取人とし、受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は法定相続割合とします。</p> <p>8 前項の規定により受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により受取人となった者のうち生存している他の受取人を受取人とします。</p>	<p>2 【同左】</p> <p>3 【同左】</p> <p>4 被保険者が、別表1および備考に規定する状態に該当しているにもかかわらず、保険期間の満了の日に、その回復の見込みがないことが明らかでないことにより、その時点では高度障害保険金が支払われない場合においても、保険期間の満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込みがないことが明らかになったときは、会社は、高度障害保険金を支払います。</p> <p>5 【同左】</p> <p>6 つぎの免責事由により死亡保険金が支払われない場合には、会社は、保険料積立金を、契約者の法定相続人に支払います。</p> <p>(1) 責任開始の日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺した場合</p> <p>(2) 死亡保険金の受取人が故意に被保険者を死亡させた場合</p> <p>7 受取人の死亡時以降、受取人の変更が行われていない間に、死亡保険金の支払事由が発生した場合は、会社は、受取人の死亡時の法定相続人で死亡保険金の支払事由の発生時に生存している者を受取人として、法定相続割合で、死亡保険金を支払います。</p> <p>【新設】</p>

新（2009年12月2日以降）	旧（現行）
<p>（保険料の払込免除）</p> <p>第16条 被保険者が、責任開始時点以後の傷害を直接の原因として別表3に定める状態になった場合（責任開始時点以前にあった障害状態に、その原因となった傷害または疾病と因果関係のない新たな傷害を原因とする障害状態が加わって別表3に定める状態になった場合を含みます。以下、同じです）、会社は、将来の保険料の払い込みを免除します。ただし、被保険者の故意によるときは除きます。</p> <p>（保険金等の請求）</p> <p>第17条 保険金の支払事由が生じたことを知ったときまたは保険料の払込免除事由が生じたことを知ったときは、契約者または受取人は遅滞なく会社に通知してください。</p> <p>2 保険金（保険料の払込免除を含みます。以下、本条において同じです）の支払場所は会社の本店とし、必要書類が会社に到達してから5営業日以内に、保険料振替口座または受取人指定の金融機関等の口座に、保険金を振り込みます。</p> <p>3 保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の申込時から保険金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、必要書類が会社に到達してから45日を経過する日とします。</p> <p>(1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合 第15条（死亡保険金、高度障害保険金）に定める支払事由に該当する被保険者の死亡または高度障害状態に該当する事実の有無</p> <p>(2) 保険金支払いの免責事由に該当する可能性がある場合 保険金の支払事由が発生した原因</p> <p>(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合 会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因</p> <p>(4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合 前2号に定める事項または契約者もしくは受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の申込時から保険金請求時</p>	<p>（保険料の払込免除）</p> <p>第16条 被保険者が、責任開始時点以後の傷害を直接の原因として別表3に定める状態になった場合（責任開始時点以前にあった障害状態に、その原因となった傷害または疾病と因果関係のない新たな傷害を原因とする障害状態が加わって別表3に定める状態になった場合を含みます。以下同じです）、会社は、将来の保険料の払い込みを免除します。ただし、被保険者の故意によるときは除きます。</p> <p>（保険金等の請求）</p> <p>第17条 保険金の支払事由が生じた場合または保険料の払込免除事由が生じた場合は、契約者または受取人はただちに会社に通知してください。</p> <p>2 保険金の支払場所は会社の本店とし、必要書類が会社の本店に到達してから5営業日以内に、保険料振替口座または受取人指定の金融機関等の口座に、保険金を振り込みます。ただし、事実の確認のため相当の期間を要する場合はこの限りではありません。</p> <p>【新設】</p>

新（2009年12月2日以降）	旧（現行）
<p data-bbox="264 193 479 220">までにおける事実</p> <p data-bbox="129 264 1115 395">4 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、必要書類が会社に到達してから当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。</p> <p data-bbox="210 403 1115 464">(1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日</p> <p data-bbox="210 472 1115 533">(2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日</p> <p data-bbox="210 541 1115 636">(3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 90日</p> <p data-bbox="210 644 1115 810">(4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、契約者または受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日</p> <p data-bbox="210 818 1115 847">(5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日</p> <p data-bbox="210 855 1115 916">(6) 前項各号に定める事項についての災害救助法が適用された地域における調査 180日</p> <p data-bbox="129 924 1115 1054">5 被保険者または受取人が、前2項に掲げる必要な事項の確認の際に、正当な理由がないにもかかわらず当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったときは、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅延の責任を負わず、その間は保険金の支払いを留保または保険料の払い込みを免除しません。</p> <p data-bbox="129 1062 1115 1123">6 第3項および第4項に定める確認を行う場合は、会社は、その旨を保険金を請求した者に通知します。</p> <p data-bbox="129 1131 1115 1335">7 第15条（死亡保険金、高度障害保険金）の規定にかかわらず、被保険者が戦争その他の変乱により死亡または別表1に定める高度障害状態に該当した場合で、その原因により死亡または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、死亡保険金または高度障害保険金を削減して支払うことがあります。この場合、削減して支払う金額は、保険料積立金を下まわることはありません。</p>	<p data-bbox="1160 264 1245 292">【新設】</p> <p data-bbox="1144 924 2112 1054">3 被保険者または受取人が、会社による事実照会の際に、正当な理由がないにもかかわらず回答を拒んだ場合は、会社は保険金の支払いを留保または保険料の払い込みを免除しません。また、会社の指定した医師による被保険者の診断を求めた場合も同様とします。</p> <p data-bbox="1160 1062 1245 1090">【新設】</p> <p data-bbox="1144 1131 2112 1335">4 第15条の規定にかかわらず、被保険者が戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態（別表1）に該当した場合で、その原因により死亡または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、死亡保険金または高度障害保険金を削減して支払うことがあります。この場合、削減して支払う金額は、保険料積立金を下まわることはありません。</p>

新（2009年12月2日以降）	旧（現行）
<p>8 第16条（保険料の払込免除）の規定にかかわらず、被保険者がつぎのいずれかにより別表3に定める状態になった場合で、その原因により別表3に定める状態に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、保険料の一部または全額についてその払い込みを免除しないことがあります。</p> <p>(1) 地震、噴火または津波によるとき (2) 戦争その他の変乱によるとき</p> <p>9 保険金および保険料の払込免除の請求に必要な書類および送付先は別表2のとおりです。</p> <p>（指定代理請求）</p> <p>第18条 契約者は、高度障害保険金（保険料の払込免除を含みます。以下、本条において同じです）を請求できない事情がある場合のために、あらかじめ、つぎの各号の範囲内で指定代理請求人を1名指名します。</p> <p>(1) 被保険者の戸籍上の配偶者 (2) 被保険者の直系血族（直系血族がないときは兄弟姉妹、兄弟姉妹もないときは甥姪） (3) 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族 (4) つぎの範囲内の者。ただし、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、被保険者のために高度障害保険金を請求すべき適当な理由があると会社が認めた者に限ります。</p> <p>① 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている者 ② 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている者 ③ その他、上記①②と同等の特別な事情がある者として会社が認めた者</p> <p>2 高度障害保険金の支払事由が生じたにもかかわらず、被保険者が高度障害保険金を請求できないつぎの各号に定める事情がある場合は、前項に定める指定代理請求人が、別表2に定める必要書類を提出して、被保険者の代理人として、高度障害保険金の請求を行うことができます。</p> <p>(1) 高度障害保険金の請求を行う意思表示が困難である場合 (2) がん等傷病名の告知を受けていない場合 (3) その他第1号、第2号に掲げる事由と同等の事由がある場合</p>	<p>5 第16条の規定にかかわらず、被保険者がつぎのいずれかにより別表3に定める状態になった場合で、その原因により別表3に定める状態に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、保険料の一部または全額についてその払い込みを免除しないことがあります。</p> <p>(1) 地震、噴火または津波によるとき (2) 戦争その他の変乱によるとき</p> <p>6 【同左】</p> <p>（指定代理請求）</p> <p>第18条 契約者は、高度障害保険金（保険料の払込免除を含みます。以下、本条において同じです）を請求できない事情がある場合のために、あらかじめ、つぎの各号の範囲内で指定代理請求人を1名指名します。</p> <p>(1) 被保険者の戸籍上の配偶者 (2) 被保険者の直系血族（直系血族がないときは兄弟姉妹、兄弟姉妹もないときは甥姪） (3) 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族 (4) つぎの範囲内の者。ただし、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、被保険者のために保険金を請求すべき適当な理由があると会社が認めた者に限ります。</p> <p>① 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている者 ② 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている者 ③ その他、上記①②と同等の特別な事情がある者として会社が認めた者</p> <p>2 【同左】</p>

新（2009年12月2日以降）	旧（現行）
<p>3 指定代理請求人が、故意に別表1に定める高度障害状態を発生させた場合および第2項各号に定める状態に該当させた場合は、その資格を喪失します。</p> <p>4 指定代理請求人は、請求時において第1項に定める範囲内でなければ、請求を行うことはできません。</p> <p>5 高度障害保険金が指定代理請求人に支払われた場合には、その支払い後にその保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。</p>	<p>3 指定代理請求人が、故意に高度障害状態を発生させた場合および第2項各号に定める状態に該当させた場合は、その資格を喪失します。</p> <p>4 【同左】</p> <p>5 【同左】</p>

新（2009年12月2日以降）	旧（現行）
<p style="text-align: center;">第4章 保険料の払い込み</p> <p>（保険料の払い込み）</p> <p>第19条 保険料は、会社の提携先の中から、契約者が指定した金融機関等の口座振替、もしくはクレジットカード（契約者名義）で、契約日より毎月、月払により払い込んでいただきます（指定口座やクレジットカードを変更する場合は、別表2に定める必要書類によります）。なお、会社は、払い込まれた保険料については、領収証を発行しません。</p> <p>2 契約日の月ごとの応当日の属する月の初日から末日までを、保険料の払込期月とします。</p> <p>3 口座振替による場合、会社は、契約日にかかわらず、会社の指定する振替日（金融機関等の休業日に該当する場合は翌営業日）に保険料を振り替えます。</p> <p>4 口座振替が不能となった場合は、翌月の振替日に、翌月分の保険料とあわせて2か月分の保険料の振替を行います。翌月の振替日にも振替が不能となった場合は、翌々月の振替日に3か月分の保険料の振替を行います。</p> <p>5 クレジットカードによる場合、会社は、クレジットカードが有効であり、かつ保険料がその利用額の範囲内であることを確認し、カード会社に保険料を請求したときに、その払い込みがあったものとみなします。なお、払い込みが不能となった場合は、前項の規定を準用します。</p> <p>6 同一の指定口座からの口座振替、または同一のクレジットカードにより、複数の保険契約の保険料を払い込む場合、契約者は、会社に対して、保険契約の払い込みの優先順位を指定することはできません。</p> <p>7 第1項の保険料が払い込まれないまま、それぞれの応当日以後末日までに保険金の支払事由が生じた場合、会社は、保険金を支払う際に、未払込保険料を保険金から控除します。</p> <p>8 第1項の保険料が払い込まれないまま、それぞれの応当日以降末日までに保険料の払込免除事由が生じた場合には、契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。その未払込保険料が猶予期間内に払い込まれない場合には、会社は、保険料の払い込みを免除しません。</p> <p>9 第1項の保険料が応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険料の払い込みを要しなくなった場合は、会社は、その保険料を契約者に払い戻します。ただし、保険金を支払うときは、保険金とともに受取人に払い戻します。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 保険料の払い込み</p> <p>（保険料の払い込み）</p> <p>第19条 保険料は、会社の提携先の中から、契約者が指定した金融機関等の口座振替、もしくはクレジットカード（契約者名義）で、契約日より毎月、月払により払い込んでいただきます（指定口座やクレジットカードを変更する場合は、別表2に定める手続きによります）。なお、会社は、払い込まれた保険料については、領収証を発行しません。</p> <p>2 【同左】</p> <p>3 【同左】</p> <p>4 【同左】</p> <p>5 クレジットカードによる場合、会社がクレジットカードが有効であり、かつ保険料がその利用額の範囲内であることを確認し、カード会社に保険料を請求したときに、その払い込みがあったものとみなします。なお、払い込みが不能となった場合は、前項の規定を準用します。</p> <p>6 【同左】</p> <p>7 【同左】</p> <p>8 【同左】</p> <p>9 【同左】</p>

新（2009年12月2日以降）	旧（現行）
<p>（猶予期間）</p> <p>第20条 保険料の払い込みについては、払込期月の翌月初日から翌々月末日までを猶予期間とし、猶予期間内に保険料が払い込まれない場合は、保険契約は猶予期間の満了の日の翌日からその効力を失います。</p> <p>2 猶予期間内に支払事由が発生した場合は、会社は保険金を支払います。この場合は、未払込保険料を保険金から控除します。</p> <p>3 猶予期間内に保険料の払込免除事由が発生した場合は、契約者は、その猶予期間の満了の日までに、未払込保険料を払い込んでください。その未払込保険料が猶予期間内に払い込まれないときは、会社は、保険料の払い込みを免除しません。</p>	<p>（猶予期間）</p> <p>第20条 保険料の払い込みについては、払込期月の翌月初日から翌々月末日までを猶予期間とし、猶予期間内に保険料が払い込まれない場合は、保険契約は猶予期間満了日の翌日からその効力を失います。</p> <p>2 【同左】</p> <p>3 猶予期間内に保険料の払込免除事由が発生した場合は、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込んでください。その未払込保険料が猶予期間内に払い込まれないときは、会社は、保険料の払い込みを免除しません。</p>

新（2009年12月2日以降）	旧（現行）
<p style="text-align: center;">第5章 保険契約の管理</p> <p>（受取人、指定代理請求人の変更）</p> <p>第21条 契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、別表2に定める必要書類により、第6条（受取人）第1項に定める範囲内で死亡保険金の受取人を変更することができます。</p> <p>2 高度障害保険金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。</p> <p>3 契約者は、別表2に定める必要書類により、第18条（指定代理請求）第1項に定める範囲内で指定代理請求人を変更することができます。</p> <p>4 第1項の通知が会社に到達する前に変更前の受取人に保険金を支払ったときは、その支払い後に変更後の受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。</p> <p>（遺言による受取人の変更）</p> <p>第22条 前条に定めるほか、契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、第6条（受取人）第1項に定める範囲内で死亡保険金の受取人を変更することができます。</p> <p>2 前項による受取人の変更は、契約者が死亡した後、契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。</p> <p>（住所等の変更）</p> <p>第23条 契約者が、住所、電話番号、電子メールアドレス（以下、「住所等」といいます）を変更した場合は、遅滞なく会社に通知してください。</p> <p>2 契約者が前項の通知を行わなかった場合において、契約者の住所または通信先を会社が確認できなかったときは、会社が把握している契約者の最後の住所等に発した通知は、契約者に到達したものとみなします。</p> <p>（解約およびその他の諸変更）</p> <p>第24条 契約者は、別表2に定める必要書類により、解約通知を發して将来に向かって保険契約を解約することができます。解約通知が会社に到達した時点で、保険契約は終了します。ただし、解約返戻金はありません。</p>	<p style="text-align: center;">第5章 保険契約の管理</p> <p>（受取人、指定代理請求人の変更）</p> <p>第21条 契約者は、別表2に定める手続により、受取人および指定代理請求人を変更することができます。</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>（住所等の変更）</p> <p>第22条 契約者が、住所、電話番号、電子メールアドレス（以下「住所等」といいます）を変更した場合は、遅滞なく会社に通知してください。</p> <p>2 契約者が前項の通知を行わなかった場合は、会社が把握している契約者の最後の住所等に発した通知は、契約者に到達したものとみなします。</p> <p>（解約およびその他の諸変更）</p> <p>第23条 契約者は、別表2に定める手続により、解約通知を發して将来に向かって保険契約を解約することができます。解約通知が会社に到達した時点で、保険契約は終了します。ただし、解約返戻金はありません。</p>

新（2009年12月2日以降）	旧（現行）
<p>2 契約者は、別表2に定める必要書類により、保険金額を減額することができます（会社が定める範囲外となる減額は取り扱いません）。減額通知が会社に到達した日の属する払込期月の翌月の契約応当日に、保険契約は減額されたものとし、そのときから減額後の保険料を適用します。なお、保険金額の減額分に対応する解約返戻金はありません。</p> <p>3 この約款に定める以外の契約内容の変更はできません。</p> <p>（保険契約の更新）</p> <p>第25条 この保険は、契約者が、保険期間の満了の日の2か月前までに、継続しない旨を会社に通知しない限り、更新の請求があったものとして、保険期間の満了の日の翌日（更新日）に更新します。なお、更新日に、被保険者が満65歳以上となる場合は更新されません。更新については、新たな申し込みや告知は不要です。</p> <p>2 前項の規定により保険契約が更新された場合、会社は、契約者に対し、第7条（保険証券）に定める保険証券を交付します。</p> <p>3 保険料は、更新日の保険料率および被保険者の更新日の満年齢によって計算します。保険金額は更新前の保険契約と同一です。ただし、前条第2項の定めるところにしたがい、保険金額を減額することができます。</p> <p>4 保険期間は、更新前の保険契約と同一としますが、更新後の保険期間の満了の日が被保険者の満70歳の誕生日の属する月の末日をこえないものとします。</p> <p>5 更新された契約内容については、更新日を第3条（保険期間）に定める契約日と読み替えて、更新日の定期死亡保険普通保険約款の規定を適用します。</p>	<p>2 契約者は別表2に定める手続により、保険金額を減額することができます（会社が定める範囲外となる減額は取り扱いません）。減額通知が会社に到達した日の属する払込期月の翌月の契約応当日に、保険契約は減額されたものとし、そのときから減額後の保険料を適用します。なお、保険金額の減額分に対応する解約返戻金はありません。</p> <p>3 【同左】</p> <p>（保険契約の更新）</p> <p>第24条 この保険は、契約者が、保険期間満了の日の2か月前までに、継続しない旨を会社に通知しない限り、更新の請求があったものとして、保険期間満了の日の翌日（更新日）に更新します。なお、更新日に、被保険者が満65歳以上となる場合は更新されません。更新については、新たな申し込みや告知は不要です。</p> <p>【新設】</p> <p>2 【同左】</p> <p>3 保険期間は、更新前の契約と同一としますが、更新後の保険期間満了日が被保険者の満70歳の誕生日の属する月の末日をこえないものとします。</p> <p>4 更新された契約内容については、更新日を第3条に定める契約日と読み替えて、更新日の定期死亡保険普通保険約款の規定を適用します。</p>

新（2009年12月2日以降）	旧（現行）
<p style="text-align: center;">第6章 契約内容の登録</p> <p>（契約内容の登録）</p> <p>第26条 会社は、契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を社団法人生命保険協会（以下、「協会」といいます）に登録します。</p> <p>（1）契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします）</p> <p>（2）死亡保険金の金額</p> <p>（3）契約日</p> <p>（4）当会社名</p> <p>2 前項の登録の期間は、契約日から5年以内とします。</p> <p>3 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下、「各生命保険会社等」といいます）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下、本条において同じとします）の申し込み（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申し込みを含みます）を受けた場合、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。</p> <p>4 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申し込みがあった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下、本条において同じとします）の判断の参考とすることができるものとします。</p> <p>5 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします）から5年以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払いの判断の参考とすることができるものとします。</p> <p>6 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払いの判断の参考とする以外に用いないものとします。</p>	<p style="text-align: center;">第6章 契約内容の登録</p> <p>（契約内容の登録）</p> <p>第25条 【同左】</p> <p>2 【同左】</p> <p>3 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下、「各生命保険会社等」といいます）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金または入院給付金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金、災害死亡保険金または入院給付金のある特約を含みます。以下、本条において同じとします）の申し込み（復活、復旧、保険金額・給付日額の増額または特約の中途付加の申し込みを含みます）を受けた場合、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、協会からその結果の連絡を受けるものとします。</p> <p>4 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申し込みがあった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額・給付日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下、本条において同じとします）の判断の参考とすることができるものとします。</p> <p>5 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額・給付日額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額・給付日額の増額または特約の中途付加の日とします）から5年以内に保険契約について死亡保険金、高度障害保険金または入院給付金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金、高度障害保険金または入院給付金の支払いの判断の参考とすることができるものとします。</p> <p>6 【同左】</p>

新（2009年12月2日以降）	旧（現行）
<p>7 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を、他に公開しないものとします。</p>	<p>7 【同左】</p>
<p>8 契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。</p>	<p>8 【同左】</p>
<p>9 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法にもとづく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。</p>	<p>9 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金、入院給付金、給付日額とあるのは、農業協同組合法にもとづく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金、入院共済金、共済金額と読み替えます。</p>

新（2009年12月2日以降）	旧（現行）
<p style="text-align: center;">第7章 その他</p> <p>（年齢または性別の誤りの処理）</p> <p>第27条 保険契約の申し込みの際、被保険者の年齢に誤りがあった場合には、契約日およびその誤りが発見された日のいずれの日においても実際の年齢が会社の契約する年齢の範囲外のときは保険契約を無効として、すでに払い込まれた保険料を契約者に払い戻し、その他のときは実際の年齢に基づいて保険料を精算します。</p> <p>2 保険契約の申し込みの際、被保険者の性別に誤りがあった場合は、実際の性別に基づいて保険料を精算します。</p> <p>（時効）</p> <p>第28条 保険金の支払いまたは保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年間請求がない場合には消滅します。</p> <p>（管轄裁判所）</p> <p>第29条 この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社または保険金の受取人の住所地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。</p> <p>2 この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。</p>	<p style="text-align: center;">第7章 その他</p> <p>（年齢または性別の誤りの処理）</p> <p>第26条 【同左】</p> <p>2 【同左】</p> <p>（時効）</p> <p>第27条 保険金の支払いまたは保険料の払込免除を請求する権利は、事由が生じた日の翌日から起算して3年間請求がない場合には消滅します。</p> <p>（管轄裁判所）</p> <p>第28条 【同左】</p> <p>2 【同左】</p>

新（2009年12月2日以降）	旧（現行）
<p>別表1 高度障害保険金の支払いの対象となる高度障害状態 高度障害保険金の支払いの対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの</li> <li>(2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの</li> <li>(3) 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの</li> <li>(4) 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの</li> <li>(5) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</li> <li>(6) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</li> <li>(7) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</li> <li>(8) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの</li> </ol> <p>備考（別表1および別表3共通）</p> <p>1. 常に介護を要するもの 「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。</p> <p>2. 眼の障害（視力障害）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。</li> <li>(2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。</li> <li>(3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。</li> </ol>	<p>別表1 高度障害保険金の支払いの対象となる高度障害状態 【同左】</p> <p>備考（別表1および別表3共通）</p> <p>1. 常に介護を要するもの 【同左】</p> <p>2. 眼の障害（視力障害）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。</li> <li>(2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。</li> <li>(3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。</li> </ol>

新（2009年12月2日以降）	旧（現行）
<p>3. 言語またはそしゃくの障害</p> <p>(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。</p> <p>① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みがない場合</p> <p>② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込みがない場合</p> <p>③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合</p> <p>(2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。</p> <p>4. 耳の障害（聴力障害）</p> <p>(1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオメータで行います。</p> <p>(2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、<math>\frac{1}{4}(a+2b+c)</math>の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。</p> <p>5. 上・下肢の障害</p> <p>(1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込みのない場合をいいます。</p> <p>(2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込みのない場合、または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。</p> <p>6. 脊柱の障害</p> <p>(1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の上着を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。</p> <p>(2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。</p>	<p>3. 言語またはそしゃくの障害</p> <p>【同左】</p> <p>4. 耳の障害（聴力障害）</p> <p>(1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオメータで行います。</p> <p>(2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500, 1,000, 2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、<math>\frac{1}{4}(a+2b+c)</math>の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。</p> <p>5. 上・下肢の障害</p> <p>【同左】</p> <p>6. 脊柱の障害</p> <p>【同左】</p>

新（2009年12月2日以降）		旧（現行）																							
<p>7. 手指の障害</p> <p>(1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合せることはありません。</p> <p>(2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。</p> <p>(3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。</p> <p>8. 足指の障害</p> <p>「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。</p> <p>[身体部位略図]（略）</p> <p>別表2 請求書類</p>		<p>7. 手指の障害</p> <p>(1) 【同左】</p> <p>(2) 【同左】</p> <p>(3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分1以下で回復の見込みのない場合をいいます。</p> <p>8. 足指の障害</p> <p>【同左】</p> <p>[身体部位略図]（略）</p> <p>別表2 請求書類</p>																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>約款条文</th> <th>必要書類</th> <th>送付先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死亡保険金</td> <td>第15条 第17条</td> <td>(1) 請求書* (2) 医師の死亡診断書（死体検案書）*または死亡届（写し） (3) 死亡した被保険者の住民票または戸籍抄本 (4) 受取人の印鑑証明書（3か月以内のもの。以下、同じです） (5) 保険証券</td> <td>会社の住所、電話番号を記載</td> </tr> <tr> <td>高度障害保険金</td> <td>第15条 第17条</td> <td>(1) 請求書* (2) 医師の診断書* (3) 被保険者の印鑑証明書 (4) 保険証券</td> <td>同上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	約款条文	必要書類	送付先	死亡保険金	第15条 第17条	(1) 請求書* (2) 医師の死亡診断書（死体検案書）*または死亡届（写し） (3) 死亡した被保険者の住民票または戸籍抄本 (4) 受取人の印鑑証明書（3か月以内のもの。以下、同じです） (5) 保険証券	会社の住所、電話番号を記載	高度障害保険金	第15条 第17条	(1) 請求書* (2) 医師の診断書* (3) 被保険者の印鑑証明書 (4) 保険証券	同上	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>約款条文</th> <th>必要書類</th> <th>送付先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死亡保険金</td> <td>第15条 第17条</td> <td>(1) 請求書* (2) 医師の死亡診断書（死体検案書）*または死亡届（写し） (3) 死亡した被保険者の住民票または戸籍抄本 (4) 受取人の印鑑証明書（3か月以内のもの。以下同じです） (5) 保険証券</td> <td>会社の住所、電話番号を記載。</td> </tr> <tr> <td>高度障害保険金</td> <td>第15条 第17条</td> <td>(1) 請求書* (2) 医師の診断書* (3) 被保険者の印鑑証明書 (4) 保険証券</td> <td>同上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	約款条文	必要書類	送付先	死亡保険金	第15条 第17条	(1) 請求書* (2) 医師の死亡診断書（死体検案書）*または死亡届（写し） (3) 死亡した被保険者の住民票または戸籍抄本 (4) 受取人の印鑑証明書（3か月以内のもの。以下同じです） (5) 保険証券	会社の住所、電話番号を記載。	高度障害保険金	第15条 第17条	(1) 請求書* (2) 医師の診断書* (3) 被保険者の印鑑証明書 (4) 保険証券	同上
項目	約款条文	必要書類	送付先																						
死亡保険金	第15条 第17条	(1) 請求書* (2) 医師の死亡診断書（死体検案書）*または死亡届（写し） (3) 死亡した被保険者の住民票または戸籍抄本 (4) 受取人の印鑑証明書（3か月以内のもの。以下、同じです） (5) 保険証券	会社の住所、電話番号を記載																						
高度障害保険金	第15条 第17条	(1) 請求書* (2) 医師の診断書* (3) 被保険者の印鑑証明書 (4) 保険証券	同上																						
項目	約款条文	必要書類	送付先																						
死亡保険金	第15条 第17条	(1) 請求書* (2) 医師の死亡診断書（死体検案書）*または死亡届（写し） (3) 死亡した被保険者の住民票または戸籍抄本 (4) 受取人の印鑑証明書（3か月以内のもの。以下同じです） (5) 保険証券	会社の住所、電話番号を記載。																						
高度障害保険金	第15条 第17条	(1) 請求書* (2) 医師の診断書* (3) 被保険者の印鑑証明書 (4) 保険証券	同上																						

新（2009年12月2日以降）				旧（現行）			
指定代理請求	第18条	(1) 請求書* (2) 医師の診断書* (3) 被保険者および指定代理請求人の印鑑証明書 (4) 指定代理請求人が第18条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する場合は、指定代理請求人の戸籍謄本 (5) 指定代理請求人が第18条第1項第4号に該当する場合で、被保険者と生計を一にしているときは、被保険者もしくは指定代理請求人の健康保険証の写しまたは指定代理請求人が被保険者の治療費の支払いを行っていることを証する領収証の写し (6) 指定代理請求人が第18条第1項第4号に該当する場合で、契約にもとづき被保険者の療養看護または財産管理を行っているときは、その契約書の写し (7) 保険証券	同上	指定代理請求	第18条	(1) 請求書* (2) 医師の診断書* (3) 被保険者および指定代理請求人の印鑑証明書 (4) 指定代理請求人が第18条第1項第1号から第3号のいずれかに該当する場合は、指定代理請求人の戸籍謄本 (5) 指定代理請求人が第18条第1項第4号に該当する場合で、被保険者と生計を一にしているときは、被保険者もしくは指定代理請求人の健康保険証の写しまたは指定代理請求人が被保険者の治療費の支払いを行っていることを証する領収証の写し (6) 指定代理請求人が第18条第1項第4号に該当する場合で、契約にもとづき被保険者の療養看護または財産管理を行っているときは、その契約書の写し (7) 保険証券	同上
保険料の払込免除	第16条 第17条	(1) 請求書* (2) 傷害であることを証明する書類（事故による場合）* (3) 医師の診断書* (4) 保険証券	同上	保険料の払込免除	第16条 第17条	(1) 請求書* (2) 傷害であることを証明する書類（事故による場合）* (3) 医師の診断書* (4) 保険証券	同上
払込方法の変更	第19条	(1) 口座振替依頼書（口座振替の場合）* (2) 保険料クレジットカード支払申込書（クレジットカード払いの場合）*	同上	払込方法の変更	第19条	(1) 口座振替依頼書（口座振替の場合）* (2) 保険料クレジットカード支払申込書（クレジットカード払いの場合）*	同上
受取人、指定代理請求人の変更	第21条 第22条	(1) 請求書* (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券	同上	受取人、指定代理請求人の変更	第21条	(1) 請求書* (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券	同上
解約	第24条	(1) 通知書* (2) 保険証券	同上	解約	第23条	(1) 通知書* (2) 保険証券	同上
保険金額の減額	第24条	(1) 請求書* (2) 保険証券	同上	保険金額の減額	第23条	(1) 請求書* (2) 保険証券	同上
*印の書類は、会社所定の様式があります。それらの書類については、会社のホームページからダウンロードすることができます。また、会社に連絡いただければ、必要一件書類を直ちにお送りします。なお、会社は、必要に応じて、上記以外の				【以下、同左】			

新（2009年12月2日以降）	旧（現行）
<p>書類の提出を求めたり、一部の書類の提出を省略もしくは代替することができます。その詳細は会社のホームページ上に記載します。</p> <p>別表3 保険料の払込免除の対象となる状態          保険料の払込免除の対象となる状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの</li> <li>(2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの</li> <li>(3) 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの</li> <li>(4) 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの</li> <li>(5) 10手指の用を全く永久に失ったもの</li> <li>(6) 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの</li> <li>(7) 10足指を失ったもの</li> <li>(8) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの</li> </ol> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>別表3 保険料の払込免除の対象となる状態  <b>【同左】</b></p> <p style="text-align: right;">以上</p>